

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第1期入試 小論文

【出題趣旨】

本小論文試験は、法曹として要求される文章読解の能力および論理的記述能力を試すものである。長文を正確に理解し、設問に対する解答に必要な推理力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、推論・論理の組み立て能力等を多面的に評価することが出題の趣旨である。

【採点基準】

各設問の採点基準とした模範答案例は以下のとおりである。

[設問1] (配点30点) (400字以内)

筆者は、この問いにつき次のような検討を経て否定的に答える。

「自分たちが正当と信じる何物かの普遍妥当性」の「何物か」の候補としては、第一に国際法、第二に文明化があるが、いずれもそれを承認して開国せよと日本に迫る根拠には使えなかった。

第一に、国際法上、自由な通交と伝道の権利が認められ、したがってその妨害は国際法違反となることについては、日本が鎖国によって平和で幸福な状況にあることに鑑みれば、そのみを根拠に開国を迫ることの無理は、早くから自覚されていた。

第二に、文明化によって人類の進歩を推進すべきことについては、たしかに、それゆえに非文明国に対する文明国による(ときに暴力を用いた)支配が正当化されるという考え方もあるが、他方でミルのように、自己決定の自由を尊重すべきであるという考え方もあり、その観点から見れば、文明化の普遍妥当性を根拠に開国を迫ることに躊躇を持たざるを得なかったはずである。 [400字]

[設問2] (配点20点) (300字以内)

19世紀初頭に、日本に抑留されたロシア人ゴローニンが、日本人に「欧州では互いに通商し、発明・発見を利用しあい、結果として産業は栄え、国民は幸福である」と述べて、日本の鎖国を暗に批判したところ、その日本人は、欧州では戦争が絶えないことを指摘し、仮に日本と中国が、欧州諸国と国交を結んで欧州の制度にならうと、戦争はますます頻繁になり人民の犠牲が増えるのではないかと問うた。ゴローニンが、そうかもしれないと答えたところ、その日本人は、それならば、日本は、国民の幸福のためには、欧州と交際するより、従来通りの立場(鎖国)を続けたほうがよいという意見を述べ、ゴローニンは、それを反駁することができなかった。 [298字]

[設問3] (配点30点) (400字以内)

ミルは、一方で、①文明国による非文明国の植民地化は、非文明国の国民にとって、文明化を享受できるのであるから有り難いことであると主張しつつ、他方では、②自己決定の尊重という観点から、いかなる共同体も他の共同体が文明化されるよう強制する権利を

有するとはいえないと主張する。①の内容の理解次第では、この2つの主張の間に齟齬がないと考える可能性もある。たとえば、仮に、①は非文明国の文明化が図られること自体は非文明国の国民の福祉を増大するという客観的な事実を主張するにすぎないとすれば、②のように非文明国の国民がそれを欲する場合にのみそれが実現されるべきだとする主張と、正面から矛盾するわけではない。しかし、①の主張には、植民地化によって強制的に文明化することが正しいということも含意されていると見るべきであり、そうなると、やはり②の主張との間には基本的な齟齬があるといわなければならない。 [391字]

[設問4] (配点20点) (300字以内)

この文章の言わんとするところは、欧米列強が、鎖国政策を採っていた日本に開国を求めるにあたっては、武力のみを用いて問答無用に開国を迫ったわけではなく、開国の正当性を、何らかの普遍的な価値を根拠にして説得しようとしたこと、しかし、その説得に用いようとした根拠は、国際法上の通交の権利にせよ、文明化の恩恵にせよ、必ずしも十分なものではなかったことである。これらの説明と主張はいずれも説得的であると思われる。徳川幕府末期の開国及び明治維新の歴史をめぐっては、これまでもさまざまな言説が見られるが、この文章のような視点、すなわち政治思想の視点からの分析・解釈は斬新であり、興味深いものである。 [292字]

以上

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第二期入試 小論文

【出題趣旨】

「ヴェネシスの商人」に関しては、文章の流れ・内容を把握するとともに、論理の前提となる大前提とそれを具体的事実に適用した結果を求め、「裁かれる裁判所」については、筆者の意見及びその根拠を理解するとともに、それに対する各人の評価、意見を求めた。

【採点基準】 以下のとおり

【設問1】 配点15点

(参考答案)

商人の心臓すれすれの部分から切取るよう、要求する権利がある。正確に一ポンドの肉の切り取りが必要で、かつ、一滴の血を流すことも許されていない。(70字)

【設問2】 配点20点

(参考答案)

ヴェネシスのこの法規定によれば、もし外国人の身をもって、ヴェネシス市民に対し、直接手段たると、間接手段たるとを問わず、生命を脅かした犯罪事実が明白になった節は、犯人が財産の一半は、これを該犯人の陰謀目標たりし被告の所有に帰し、他の一半は、これを国庫に没収され、しかも犯人の生命は、一に太守公爵の権限に属し、一切他の発言はこれを許さない、とされる。シャイロックは、外国人であるユダヤ人であり、今回、証文の内容をアントニオに約束させた行為は、この規定の犯罪事実該当する。そこで、シャイロックは、このヴェネシスの法規定の適用を受け処罰を受けるより、アントニオの提案を受け入れた方が、得策だと考えたことによる。(300字)

【設問3】 配点15点

(参考答案)

弁護士や裁判官の仕事の大きな部分が、気転とか、衝突する利害間の応急的調整とか、策略(finesse)とか、直観とか、言い変えれば、通常女性的と考えられているような技巧を必要とするからである。(89字)

【設問4】 配点10点

法科大学への入学資格獲得に勝利を取めた女性たち

【設問5】 配点40点

(参考答案要旨1)

何が正しいかについて、相手方を説得するには、理由に首尾一貫性がなければ、相手方が納得しうるものにならない。また、結論が正しいかどうかを検証する際、理論がなけれ

ば検証できない。理論がないと、結論が正しいか否かの、双方の価値判断ばかりの主張となり、議論が成立しない。さらに、将来問題となった事例について、その結論を予想できない。

確かに、個別具体的な妥当な結論を出すためには、従前の論理を形式的に当てはめて結論を出すことはできない。他方、経験に基づく正しい結論だと言われても、それが正しいかどうか、検証できない。当事者及び第三者が、裁判について批判することができるのではないと、その裁判の妥当性を担保できない。従って、裁判において、首尾一貫性のある論理で説明する努力が必要だと考える。

(参考答案要旨2)

何が正しいかについて、相手方を説得するには、理由に首尾一貫性がなければ、相手方が納得しうるものにならない。また、結論が正しいかどうかを検証する際、理論がなければ検証できない。理論がないと、結論が正しいか否かの、双方の価値判断ばかりの主張となり、議論が成立しない。さらに、将来問題となった事例について、その結論を予想できない。

しかしながら、個別具体的に妥当な結論を出すためには、法の形式的論理の適用だけではできない場合がある。この場合には、論理は通らなくとも、結論として正しいものを出すべきである。裁判は、個別の事件の解決において適正妥当な結論を出すことが求められているからである。また、論理ではなく、経験、利益の比較その他の方法による説明も、十分に説得力を有し、ことさら、首尾一貫性を持たせる必要はない。

以上

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
スカラシップ入試（早期卒業）・第三期入試 小論文

【出題趣旨】

本小論文試験は、法曹として要求される文章読解の能力および論理的自己主張能力を試すものである。長文を正確に理解し、設問に対する解答に必要な推理力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、推論・論理の組み立て能力等を多面的に評価することが出題の趣旨である。

【採点基準】

問題文と設問の趣旨を適切に把握して的確に表現できているかどうか、という点に着目して採点を行った。あくまで一例であるが、各設問の採点基準とした模範答案例は以下のとおりである。

〔設問1〕（30点）

自然主義的経験論とは、経験を個人の主観で完結するものとしてではなく、科学的な探究や知識、コミュニケーションの意味世界、客観的な観念、公共的な世界に開かれたものとして理解するものである。デューイは、こうした自然主義的経験論に基づき、道徳も、個人の内面的な属性や主観的な心情として扱われるべきではなく、個人の性質からくる要素と外的世界から提供される要素の相互作用として理解されなければならないとした。デューイは道徳を不変的、固定的、絶対的なものとしてではなく、私たちの生きた行為や経験に結び付いた一つの連続するプロセスとして把握した。

〔設問2〕（15点）

人間はあらゆる事柄に対して、自律的、合理的に思考し、判断することはできないので、私たちは、つねに知性に基づいて行動するとは限らず、習慣に従うことが多い。しかし、習慣が、それに先立って存在する衝動や本能の妨げとなる場合には、知性を働かせて既存の習慣を新しい習慣の方向に向けて変えようとする。

〔設問3〕（15点）

デューイは、異質な他者の声を聴く対話的關係が築く当事者性の形成を通じて、閉域のない、開かれた多元的な公共性を創出し、多様な人々がともに生きる民主主義の思想を擁護したため。

〔設問4〕(40点)

デューイは、多様な公衆が「顔の見える関係」で交わり活動するという、開かれた公共空間を基盤とする民主主義の実現を目指し、そうした目的の下で、教育により、全ての市民が公共的な問題について理性的に思考し判断する能力を備えることが必要不可欠であるとした。これに対してリップマンは、多様な公衆が公共的な問題について理性的に意見を述べ、思考し判断することができるという前提が誤っており、またすべての市民が政治に参加することを望んでいるわけではないと批判したが、デューイの見方によれば、公共問題に関する理性的な判断能力をすべての市民が持ち、それらの市民が政治に参加することが、あるべき道徳、ということになる。

たしかに、多様な市民が自らの幸せを追求するには、教育により、差別などが生じない社会環境を整えていく必要があり、また教育により、公共問題に関する市民の判断能力を養うことも重要である。しかしデューイの見方は、教育によって政治参加を強く促し、政治参加を義務として市民に植え付ける視点に通じるところがある。そもそも、教育はデューイの理想とする民主主義のためにだけあるのではなく、個々人の人生をより豊かにするためにあるというべきである。

以上

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第四期入試 小論文

【出題趣旨】

本小論文試験は、西垣通『超デジタル世界——DX、メタバースのゆくえ』（岩波書店、2023年）を題材として、長文読解力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、論理の組み立て能力等を多面的に評価することを目的として出題した。

【採点基準】

各設問の模範答案例は、以下のとおりである。以下の模範答案例はあくまで一例であり、長文読解力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、論理の組み立て能力等の観点から採点を行った。

〔設問1〕（20点）

まず、メタバースとセカンドライフは、入出力インターフェースの点で異なる。セカンドライフはパソコンによりアクセスされていたが、メタバースは多様な端末によりアクセスされ、臨場感及び没入感がある。もっとも、没入感だけならVR技術があるため、両者の最大の相違といえるのは、AI活用の有無である。AIの導入により、メタバースという仮想世界は、人間にとって第一義的な価値をもつ場へと転化する。（191文字）

〔設問2〕（30点）

AIとは、人間と同様に知能をもつ機械を指すものとされてきた。1950～60年代には「論理」をキーワードとする第一次AIブームが起きたが、応用分野は形式論理で片がつくパズルやゲームだけだったため、ブームはたちまち消滅した。「知識」をキーワードとする1980年代の第二次AIブームでは、知識命題をメモリに蓄え自動推論すれば迅速に結論がえられるだろうという発想によるAIが登場したが、知識命題の曖昧さやAIの誤りによる責任問題が浮上し、20世紀末までにブームは終焉を迎えた。「統計」をキーワードとする2010年代半ば以降の第三次AIブームでは、ビッグデータにもとづきAIが学習して統計誤差が許容範囲におさまれば問題ないと考えられ、統計的推論によってAIはある意味で「汎用性・万能性」を獲得することになった。（350文字）

〔設問3〕（20点）

OECDはAIの判断の透明性や説明可能性を求める等の原則、UNESCOは個人のプライバシー、公正かつ無差別なAIへのアクセス等を求める原則を公表した。EUは、消費者のプライバシーを保護するGDPRやAI利用の危険を四段階に分類して規律するAI規制案を発表した。日本は、AI等への規制には及び腰ではあったが、サイバー世界とリ

アル世界の融合するソサエティ5・0の概念を検討してきた。(189文字)

〔設問4〕(30点)

第三次AIブームにおけるAIは、データの統計計算にもとづく確率で結果を出すことができ、多分野に応用できる疑似的な汎用性を有するというメリットがある。他方で、判断根拠や責任が不透明なままAIによる決定が下され、自由や人権が損なわれ、民主主義が致命的な打撃を受けかねないというデメリットもある。OECDやUNESCOのような国際的原則は有用ではあるものの、その実効性は担保されていない。米国のように技術発展を阻害するという理由でAIを規制しないという方針もとりうるが、自由や人権を尊重し、民主主義社会を維持するためには、日本は、EUのGDPRやAI規制案に準じた規制を行うべきであると考えます。(294文字)

以上